戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

(平成一七年三月三〇日法律第一〇号)

一、提案理由(平成一七年三月四日・衆議院厚生労働委員会)

尾辻国務大臣 ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び 内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者等の遺族に対しましては、弔慰の意を表するため、これまで戦後何十周年といった特別な機会をとらえ特別弔慰金を支給してきたところでありますが、本年は戦後六十周年ということで、改めて弔慰の意を表するため、これらの方々に対し特別弔慰金を支給しようとするものであります。

その改正の内容は、戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面四十万円、 十年償還の国債を支給するものであります。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

.....(略).....

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一七年三月一〇日)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査 の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十七年が戦後六十周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて 弔慰の意を表するため、平成十七年四月一日における戦没者等の遺族であって、同一の 戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特 別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債を支給しようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月二日本委員会に付託され、四日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、質疑終局後、まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年三月二三日)

岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、平成十七年四月一日における戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金を支給しようとするものであります。

	(略)								
--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--

質疑を終局し、まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。